

# 第3次美郷町男女共同参画みさと計画

令和4年3月

秋田県美郷町

# 目次

## はじめに

---

計画策定の趣旨	1
これまでの取り組み	2

## 第1章 基本的な考え方

---

第1節 計画の位置づけ	5
第2節 計画の期間	5

## 第2章 計画の基本目標と体系

---

第1節 計画の基本目標	6
第2節 計画の体系	7

## 第3章 計画の内容

---

基本目標1 あらゆる分野における女性活躍の推進	8
基本目標2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現	12
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	16

## 美郷町における男女共同参画推進体制図

---

## 目標指標

---

21

# はじめに

## 計画策定の趣旨

本町は、平成17年12月に「美郷町男女共同参画みさと計画」（以下「みさと計画」という。）を、平成27年3月に「第2次美郷町男女共同参画みさと計画」（以下「第2次みさと計画」という。）を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ認め合い、その責任を分かち合い、支え合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第2次みさと計画が令和3年度で終了することから、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化を踏まえ本町の男女共同参画に関する施策をさらに推進するとともに、女性活躍の推進に関する施策に取り組むため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第1項の規定に基づく市町村推進計画と一体とする「第3次美郷町男女共同参画みさと計画」（以下「第3次みさと計画」という。）を策定するものです。

## これまでの取り組み

---

### 国

---

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にしました。男女共同参画社会の実現を21世紀の国における重要課題として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指しています。

---

### 秋田県

---

秋田県は、男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、男女共同参画社会の実現に向けて県が総合的・長期的に講ずべき計画として、平成13年4月に「秋田県男女共同参画推進計画」（以下「1次計画」という。）を策定しました。1次計画の策定以降様々な取り組みが行われ、令和2年度に策定した「第5次秋田県男女共同参画推進計画」では「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現」を目指しています。

---

### 美郷町

---

本町は、平成16年11月1日の発足以降、住民参加の推進において、性別にかかわらず人権を尊重し個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してきました。

平成17年8月に、美郷町男女共同参画住民懇話会を設置し、その後、2回にわたり策定した計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて、地域に根ざした総合的な施策を推進しています。

### 男女共同参画に関する国・県・町の取り組み

西暦 (元号)	国	秋田県	美郷町
1999年 (平成11年)	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000年 (平成12年)	○「男女共同参画基本計画」策定 (H13～H17)	○「秋田県男女共同参画推進計画」策定 (H13～H22)	
2001年 (平成13年)	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」(以下「DV防止法」)施行 (一部はH14)	○秋田県男女共同参画センター開設(4月) ○「あきたF・F推進員」制度開始	
2002年 (平成14年)		○秋田県男女共同参画推進条例施行 ○北部及び南部男女共同センター開設(7月)	
2003年 (平成15年)	○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行(7月) ○「児童福祉法の一部を改正する法律」 (7月交付、H17.4月施行)		
2004年 (平成16年)	○「DV防止法」改正		○美郷町発足
2005年 (平成17年)	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 (H18～H22)	○秋田県男女共同参画推進計画改定、 新秋田県男女共同参画推進計画策定 (H18～H22)	○美郷町総合計画策定(H17～H26) ○美郷町男女共同参画住民懇話会設置(8月) ○「美郷町男女共同参画みさと計画」策定(12月)
2006年 (平成18年)	○「男女雇用機会均等法」改正		○男女共同参画推進事業として講演や朗読劇等の 出前講座開始
2007年 (平成19年)	○「DV防止法」改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ balan ス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため の行動指針」策定	○全市町村における男女共同参画計画の策定達成	
2008年 (平成20年)			
2009年 (平成21年)	○次世代育成支援対策推進法の改正(4月施行) ○「育児・介護休業法」改正(H22年度施行)	○ふるさと秋田元気創造プラン策定 (H22～H25)	
2010年 (平成22年)	○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ balan ス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため の行動指針」策定 ○第3次男女共同参画基本計画策定 (H23～H27)	○第3次秋田県男女共同参画推進計画策定 (H23～H27)	○男女共同参画社会を題材としたキャッチフ レーズの募集開始 ○学友館図書室へ男女共同参画図書コーナ ーの設置開始
2011年 (平成23年)			
2012年 (平成24年)	○「『女性の活躍促進による機会活性化』行動 計画」策定		
2013年 (平成25年)	○「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律」に改称、改正	○第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (H26～H29)	

### 男女共同参画に関する国・県・町の取り組み

西暦 (元号)	国	秋田県	美郷町
2014年 (平成26年)			○第2次美郷町総合計画策定(H27～R3) ○第2次美郷町男女共同参画みさと計画策定 (H27～R3)
2015年 (平成27年)	○第4次男女共同参画基本計画策定(H28～H32) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布・施行(9月)	○あきた未来総合戦略策定(H27～H31) ○第4次秋田県男女共同参画推進計画策定 (H28～H32)	
2016年 (平成28年)	○「育児・介護休業法」の改正 (H29年1月施行)	○「日本女性会議 2016 秋田」開催	
2017年 (平成29年)	○「育児・介護休業法」の改正(H29年10月施行)	○第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (H30～H33)	
2018年 (平成30年)	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(5月)	○「あきた女性活躍・両立支援センター」開設 (6月)	
2019年 (平成31年) (令和元年)	○「女性活躍推進法の一部を改正する法律」 (6月公布)	○第2期あきた未来総合戦略策定 (R2～R6)	
2020年 (令和2年)	○第5次男女共同参画基本計画策定(R3～R7)	○第5次秋田県男女共同参画推進計画策定 (R3～R7)	
2021年 (令和3年)			○第3次美郷町総合計画策定(R4～R11) ○第3次美郷町男女共同参画みさと計画策定 (R4～R8)

# 第1章 基本的な考え方

## 第1節 計画の位置付け

第3次みさと計画は、みさと計画（平成17年度～平成26年度）及び第2次みさと計画（平成27年度～令和3年度）の取り組みを踏まえ、求められる男女共同参画社会の実現を目指すための施策を示すものであり、平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定するものです。

また、策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び秋田県の「第5次秋田県男女共同参画推進計画」との整合性を意識しながら、ともに目指すべき方向性を示します。

なお、第3次みさと計画は、第3次美郷町総合計画（令和4年度～令和11年度）の「住民参加のまちづくり」に位置付けられています。

## 第2節 計画の期間

第3次みさと計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢等の変化等に起因し、本計画の内容が時勢に適應しない場合は、適宜内容の精査を行い、改訂していくこととします。

また、本計画の実効性を高めるため、取り組みの進捗管理を定期的に行い、課題を整理して、取り組みを見直します。

## 第2章 計画の基本目標と体系

### 第1節 計画の基本目標

第3次みさと計画は3つの基本目標を掲げ、取り組めます。

### 第3次みさと計画の基本目標

#### 基本目標1

あらゆる分野における女性活躍の推進

#### 基本目標2

健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

#### 基本目標3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化



## 第2節 計画の体系

### 基本目標1 あらゆる分野における女性活躍の推進

施策の方向	基本施策
(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	職場における女性活躍の推進や両立支援に向けた取組の促進
	職場における男女共同参画に関する理解の促進
(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	女性のキャリア形成や再就職に向けた支援
(3) 地域社会における女性の参画拡大	地域活動への参画拡大
	防災等における女性参画の推進

### 基本目標2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

施策の方向	基本施策
(1) 性暴力やハラスメント等の根絶	暴力を許さない意識の啓発
	暴力に対する相談支援体制の充実
(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	生涯を通じた健康課題への支援
	年齢や生活様式に応じた健康づくりの推進
(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援	子育て支援策の充実
	ひとり親家庭への支援
	高齢者・体の不自由な方が安心して暮らせる環境の整備
	自立生活への支援

### 基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

施策の方向	基本施策
(1) 人権の尊重と理解の促進	男女平等など人権の尊重を促進する意識の醸成
(2) 行政分野等における率先した取り組みの推進	政策等への女性の意見反映の機会の拡大
(3) 男女共同参画に関する教育学習の充実	意識啓発の推進
	男女平等教育の推進
	男女平等に関する意識調査や情報発信

## 第3章 計画の内容

### 基本目標 1

#### あらゆる分野における女性活躍の推進

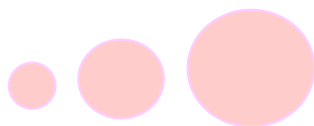
平成27年度に策定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき示された国の基本方針では「自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る」と定められました。

これにより、働く女性が仕事と家事や育児・介護等を両立できる職場づくりの実現や男性の家事・育児・介護への参画促進が求められています。

また、地域における女性の役割について、東日本大震災以後、防災意識の高まりと多様な人材の能力の活用や新たな発想を取り入れる等の観点から、女性の防災活動への参画や計画や組織形態に男女共同参画の視点を入れることの必要性が求められています。

家庭や職場、地域の中のあらゆる分野において女性が活躍できる施策を推進します。

## 施策の方向



### (1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

#### 現状と課題

就業は生活の経済基盤であり、働くことによって自己実現につながります。また、性別に関係なくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは極めて重要な意義を持ちます。生活様式が多様化するなか、女性が生涯にわたって職場で活躍し続けるためには、企業等と連携しながら仕事と生活の両立支援や労働や育児・介護に関する法制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実感できる職場づくりが求められています。

#### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
職場における女性活躍の推進や両立支援に向けた取組の促進	1 企業・事業所に対する啓発	商工観光交流課
	2 育児・介護休業制度などの各種制度の普及促進	総務課
職場における男女共同参画に関する理解の促進	3 男女雇用機会均等法等の労働に関する法制度の普及促進	商工観光交流課
	4 企業・事業所の取り組みの公表	企画財政課

## 施策の方向



## (2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

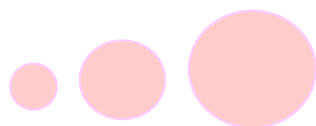
### 現状と課題

女性のキャリアアップの障壁として、結婚や出産・介護などの理由による離職が挙げられます。

女性が働き続けられるために、再就職や資格取得への支援、農業を含む起業に対する支援をとおして、女性が自らの意思によってその個性と能力を発揮できる環境づくりの推進が求められています。

### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
女性のキャリア形成や再就職に向けた支援	5 就業支援や資格取得に関する情報提供	商工観光交流課
	6 女性農業者グループへの活動支援	農政課
	7 起業や事業経営に必要な知識や情報を習得する 起業支援等	商工観光交流課



### (3) 地域社会における女性の参画拡大

#### 現状と課題

家族形態の変化にともない、一人暮らしの高齢者や単身世帯が増加し、地域の役割も変わってきています。家庭での見守りがいないことは健康状態の変化や緊急時の助け合う機会を逃しやすい状況をつくり、地域活動の停滞を招きます。このことを防ぐためにも、男女が協力し地域活動に参加していくことは、地域における安心を得るための重要な役割となります。

また、東日本大震災以後、地域防災計画や組織形態に男女共同参画の視点を組み入れることが必要とされています。災害発生時には地域の実情に応じた臨機応変な対応が必要となることから、男女共同参画の理念に基づいた地域防災計画や自主防災組織などの防災への取り組みに女性の参画が求められています。

#### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
地域活動への参画拡大	8 女性の地域活動への積極的参加の推進	住民生活課
防災等における女性参画の推進	9 自主防災組織等への女性参画の推進	住民生活課
	10 防災に関する講座の積極的参加の推進	住民生活課

## 基本目標 2

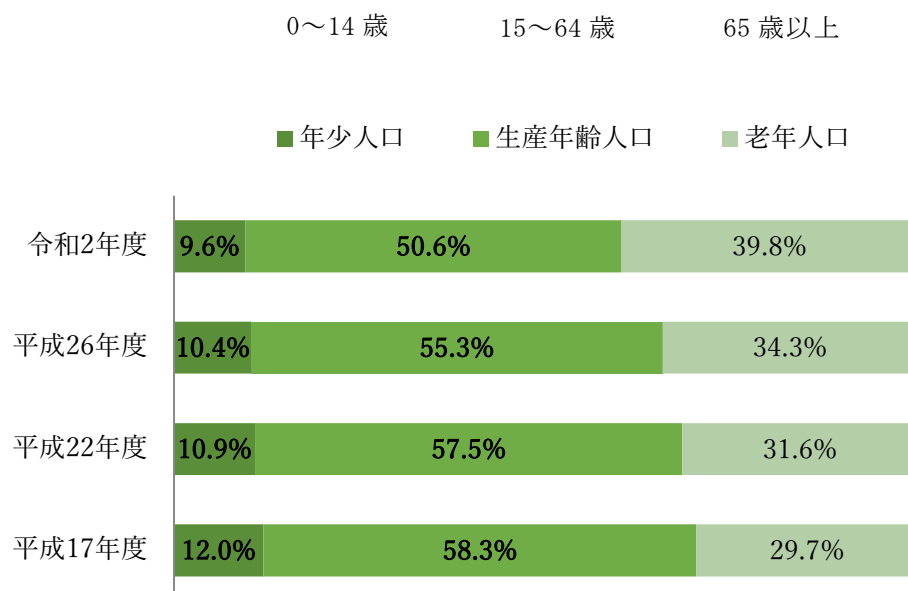
### 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

少子高齢化社会の進展により、高齢夫婦世帯、核家族、単身世帯など世帯の構成が多様化していく社会のなかで、健康な暮らしのために自分自身のセルフケアとともに地域全体で安心して生活ができる環境を整備していくことが求められています。

また、女性や子ども、高齢者、体の不自由な方など社会的に弱い立場の者に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であり、被害を未然に防ぐことや相談体制の充実が求められています。

自助、共助意識を高めながら、健康で明るく安全・安心な暮らしを実現する施策を推進します。

【年代別の人口割合】



資料出所：秋田県年齢別人口流動調査

## 施策の方向



### (1) 性暴力やハラスメント等の根絶

#### 現状と課題

配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内の暴力、他者に対する発言や行動等が本人の意図には関係なく相手を不快にさせる行為、尊厳を傷つけ不利益や脅威を与える行為は、インターネットやSNSの普及により多様化しています。『暴力』とは、肉体的な苦痛を加えることのみならず、いじめなどの言葉や行動による暴力、相手の意思に反した強要、セクシュアルハラスメントなど多岐にわたります。

そのため、女性や子どもなどの社会的に弱い立場の者への『暴力』は重大な人権侵害であり、男女共同参画を推進するうえで解決が求められています。

#### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
暴力を許さない意識の啓発	11 暴力防止の啓発活動の推進	住民生活課
	12 配偶者等からの暴力に関する法律の周知と情報提供	福祉保健課
暴力に対する相談支援体制の充実	13 暴力やハラスメントに対する相談体制の充実	福祉保健課
	14 被害者の保護と自立支援	福祉保健課

## 施策の方向



## (2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

### 現状と課題

男女ともに心と体が健康であることは、毎日の社会生活を充実したものにするために大切なことです。近年は、生活様式が多様化するなかで自らの健康に対する意識も高まっています。

そのため、一人ひとりが年齢や生活様式に応じた健康状態に対し、適切な自己管理を行える環境を整えることが求められています。

### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
生涯を通じた健康課題への支援	15 心身の健康支援の推進	福祉保健課
	16 健診（検診）機会の充実	福祉保健課
年齢や生活様式に応じた健康づくりの推進	17 年齢や生活様式に応じた健康づくりの推進	生涯学習課





### (3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援

#### 現状と課題

少子高齢化、雇用・就業構造の変化、未婚、離婚による家庭状況の変化による単身世帯、ひとり親家庭の増加などの社会変化の中で、生活上の困難に直面する状況があります。

こうした困難に対し、男女共同参画の視点から高齢者、体の不自由な方、ひとり親家庭等への支援策を講じ、自立して生活できる地域社会、男女がともに支え合うことのできる地域社会を築くことや支援制度の充実が求められています。

また、男女の別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる環境づくりのためには、支援策の充実と多様な家族の在り方を理解し認め合う意識の啓発やネットワークづくりが求められています。

#### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
子育て支援策の充実	18 保育及び放課後の見守り等子育て支援サービスの充実	教育推進課
	19 子育て支援拠点の開設	教育推進課
ひとり親家庭への支援	20 ひとり親家庭の相談体制の充実	福祉保健課
高齢者・体の不自由な方が安心して暮らせる環境の整備	21 体の不自由な方への支援体制の充実	福祉保健課
	22 介護予防生活支援施策の充実	福祉保健課
自立生活への支援	23 家庭生活支援に関する情報提供と支援体制の充実	福祉保健課
	24 福祉政策に関する情報提供と相談体制の充実	福祉保健課

## 基本目標 3

### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

男女共同参画基本法第2条で、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方ができる社会の実現が求められています。

また、男女平等の認識は、法や制度改正等により認知度が向上していますが、長い年月を経て人々の意識の中で形作られてきた男女の固定的な役割分担意識や制度・慣行が依然として存在しており意識改革が求められています。

情報提供や教育現場での周知をとおして、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化のための施策を推進します。

## 施策の方向



### (1) 人権の尊重と理解の促進

#### 現状と課題

性別に関係なく誰もが個性と能力を発揮し、自らの意思決定によって社会のさまざまな分野に参画する男女共同参画社会を実現するためには、家庭、職場、学校、地域の各分野で、男女間の平等が確保されていることが必要です。

日常の言動や考え方が、女性あるいは男性の人権を損なう結果となっていると推測されることから、男女が互いの性を理解し、個々の人間としてお互いを認め合うような意識の醸成に資する情報の提供や、提供された情報を正しく受け止めることができる能力を高める啓発が求められています。

また、性的少数者のカップルを公的に認める「パートナーシップ制度」導入の検討が求められています。

#### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
男女平等など人権の尊重を促進する意識の醸成	25 男女平等をはじめとした人権教育および情報提供の推進	住民生活課
	26 相談業務の充実	住民生活課



## (2) 行政分野等における率先した取り組みの推進

### 現状と課題

職場、地域社会、行政組織などさまざまな分野での地位、役割及び公職について、依然として女性の割合が低い状況です。これは、女性が参画できる機会の有無のほかに、女性自身が家庭生活における固定的な役割分担意識によって消極的であることも無視できない要因といえます。

そのため、地域社会や職場でも責任ある職位への就任や重要な意思決定の場への女性の参画などを促すことや、女性自身が積極的に参画していく姿勢が求められています。

### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み	担当課
政策等への女性の意見 反映の機会の拡大	27 各種審議会等への女性の積極的登用の促進	全課
	28 行政機関における女性職員の登用拡大	総務課



### (3) 男女共同参画に関する教育・学習の充実

#### 現状と課題

男女平等が確保された社会をつくるための条件として、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画するため、様々な教育や学習の機会が提供されています。

次世代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるような教育活動と併せて、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する取組みが求められています。

#### 基本施策と主な取り組み

基本施策	主な取り組み		担当課
意識啓発の推進	29	町男女共同参画住民懇話会による第3次みさと計画の推進	企画財政課
	30	あきたF・F推進員による啓発活動	企画財政課
	31	男女共同参画推進月間における啓発の推進	企画財政課 生涯学習課
男女平等教育の推進	32	教育および保育の場での男女平等教育の実施	教育推進課
	33	家庭教育への情報提供	教育推進課
	34	男女共同参画に関する講座の実施	企画財政課
男女平等に関する意識調査や情報発信	35	町広報誌等での男女共同参画関連情報の提供	企画財政課
	36	委員会審議会等への女性の登用状況調査および公表	企画財政課
	37	意識調査などによる男女平等に関する実態調査	企画財政課

# 美郷町における男女共同参画推進体制図

## 男女共同参画社会基本法の基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

第5次男女共同参画基本計画（国）  
第5次秋田県男女共同参画推進計画

第3次美郷町総合計画

## 第3次美郷町男女共同参画みさと計画

美郷町男女共同参画住民懇話会

美郷町（行政機関）

地域に根差した総合的な取り組みの推進

まちづくりの観点から男女共同参画の推進

あきた F・F 推進委員